

研究ノート
-------

## アジア諸国における責任ある企業行動の推進への課題 －OECD インストルメントの普及活動の観点から－

藤田 輔

はじめに	3
第1章 CSR と RBC の相違	6
(1) CSR の定義付け	6
(2) OECD が用いる RBC の概念	7
第2章 OECD インストルメントの概要	9
(1) 「OECD 多国籍企業行動指針」	9
(ア) 「行動指針」のエッセンス	9
(イ) NCP の役割	10
(ウ) 2011 年改訂の概要	11
(2) 投資の政策枠組み	12
(3) 企業責任に関するアジア地域会議	14
第3章 アジア諸国における RBC 推進の動向：	
中国、インド、インドネシアの事例	15
(1) 中国	15
(ア) 国内的施策	15
(イ) 国際的施策	17
(2) インド	17
(ア) 国内的施策	17
(イ) 国際的施策	18

(3) インドネシア	19
(ア) 国内的施策	19
(イ) 国際的施策	20
(4) アジア諸国と OECD インストルメント	20
(ア) 「行動指針」に参加していないアジア諸国	20
(イ) OECD インストルメントへの警戒感	22
おわりに	25

## はじめに

1990年代後半の通貨・金融危機の時期を除けば、これまでのアジア経済<sup>1)</sup>の成長は外国直接投資（FDI）によって支えられた側面が大きかった。つまり、グローバル化の進展の中で、先進諸国が主な FDI の担い手として、それらの多国籍企業がアジア諸国に進出し、生産コストの低減を可能にするとともに、輸出機会を増やし、同諸国との企業内貿易が増加した。それと同時に、アジア諸国自身も、FDI を受け入れることにより、生産技術、資本、経営ノウハウ等の移転を伴ったことから、経済基盤が整備され、経済成長を加速させることが可能となった。今後も、アジア諸国にとっては、このような FDI の果たす役割は大きいと考えられ、引き続き成長を支え続けると期待される。

しかし、人口成長率の低下及び高齢化、気候変動の進展等、これまでアジア諸国が直面したことのなかった新たな経済的・社会的リスクが蔓延しており、これらが同諸国の経済成長の制約にもなりかねなくなっていることに注意したい。今後、アジア諸国において、持続可能な経済成長を実現するためには、単に、GDP の拡大や貿易・投資を通じた経済的利益のような「量」を求めるだけではなく、良好な労使関係、環境保全、健全な競争環境などの実現を追求しつつ、いわば経済成長の「質」も重視するというモデルが不可欠となってくる。このようなモデルを取り入れるためには、各国政府が具体的な政策枠組みに基づき、例えば、社会保障制度の充実、所得格差の是正、再生可能エネルギーの導入、教育を通じた人的資本開発等の政策を実行することが望まれる。

しかし、多国籍企業がグローバル化し、GDP に与える影響を大いに増してきているような時代になりつつあり、しかも、アジア諸国の一部の国々においては、公共

---

1) 特段の説明がない限り、本稿における「アジア」は OECD 非加盟の国・地域を指すこととする。具体的には、中国（香港と台湾を含む）、インド、ASEAN 加盟国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）が対象となる。

ガバナンスが依然として脆弱である状況下で、各国政府が果たす役割のみでは、それらを追求しようとしても、実現には限界が生じてくる。そうなると、各国政府の働きかけの下、企業自身が責任を持って、自主的に健全な企業活動に取り組むこと、つまり、現在、世間でよく言われている「企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）」（以下、CSR）が大いに求められることになるだろう。

CSR については、主に先進諸国がその取組みを自主的かつ積極的に進め、多国籍企業を中心とした多くの企業には、既に CSR に取り組むための専門部署が設置されていることもある。また、依然として具体的な取組みを行っていない企業が多いとされるアジア諸国でも、CSR への取組みが企業価値を高め、社会から信頼を得るために欠かせないことが認識され始めている。一方、企業を取り巻くさまざまなステークホルダー（利害関係者）にとっても、CSR は企業を評価するための重要な指標となりつつある。

そこで、そのような CSR をアジア諸国の多国籍企業へより広範に普及するにあたり、国際機関である経済協力開発機構（OECD）の果たしうる役割に着目したい。OECD では、FDI への政府の待遇と宣言を採択した諸国における企業活動に関して、包括的でバランスの取れたアプローチを推進するための政治的コミットメントとして、「国際投資と多国籍企業に関する宣言」（以下、「宣言」）というものがあり、この中で重要な要素の一つが「OECD 多国籍企業行動指針」である。同行動指針は、人権、労使関係、環境、情報開示、消費者利益等の幅広い分野から、多国籍企業の CSR を推進するための原則・基準を定めたガイドラインであり、多国籍企業によるその自主的な適用・実施が促進されている。そして、最近では、後述するように、アジア諸国の重要性に鑑みて、OECD によって、同行動指針を広く普及させるべく、徐々にいくつかの試みが行われている。

さらに、OECD には、投資政策の策定能力構築のために、途上国が太宗を占める非加盟国との協力に関する包括的原則を表した「投資のための政策枠組み（PFI: Policy Framework for Investment）」というインストルメントも存在しており、投資環境の向上に重要である複数の政策分野について、各国政府が自己評価できるよ

うチェックリストを提供している<sup>2)</sup>。この中では、CSR と類似しているものの、それよりも広範かつ普遍的な概念とされる「責任ある企業行動 (RBC: Responsible Business Conduct)」(以下、RBC) という言葉が用いられ、その推進が盛り込まれている。PFI はしばしば OECD 非加盟国の投資政策レビューで用いられているが、これもまた後述するように、アジア諸国においては、中国、インド、インドネシアに対する同レビューで活用された実績があり、各国政府の動きを中心として、RBC 推進のための法制度構築の取組みが紹介されている。

以上を踏まえて、本稿では、アジア諸国において RBC を推進するにあたり、OECD インストルメントがどの程度普及しているのか、また、アジア諸国がそれに対してどのような反応を見せているのかを明らかにするべく、具体的な議論を展開することを主眼としている。第 1 章では、まず、一般的に類似していると見られる CSR と RBC の相違を明らかにしつつ、世界的には CSR がよく用いられるのに対して、OECD の文脈においては、RBC の方がより普遍的な概念であり、それが好まれて使われていることを明らかにする。第 2 章では、上述した「OECD 多国籍企業行動指針」や PFI の概要を述べた後、OECD が取組んでいる最近の RBC の普及活動の一例として、2009 年 11 月にタイ・バンコクで開催された「企業責任に関するアジア地域会議」を紹介する。そして、第 3 章では、実際に、アジア各国では、RBC 推進のための政府レベルの取組みを把握するべく、OECD にとっての関与強化の対象国である中国、インド、インドネシア<sup>3)</sup>に対する OECD 投資政策レビュー (2008 ~10 年) で行われた分析内容を紹介した後、これら諸国が RBC に関わる OECD インストルメントにどの程度関心を抱き、OECD の活動に関与しているのかを把握するため、これらの国々が持つ OECD へのスタンスについて考察を図りたい。

---

2) A: 藤田輔「OECD 投資委員会の活動: FOI プロジェクトに焦点を当てて」外務省第一国際情報官室〔編〕『外務省調査月報 2009 年度・No.3』2010 年、132 頁。

3) 2007 年の第 46 回 OECD 閣僚理事会にて、ブラジル、インド、中国、南アフリカ、インドネシアの 5 カ国との間で、将来の加盟の可能性も視野に入れ、関与強化 (Enhanced Engagement: EE) プログラムを通じ OECD との協力を強化することが決定した。

## 第1章 CSR と RBC の相違

### (1) CSR の定義付け

冒頭で記したとおり、RBCはCSRと類似しているものの、それよりも広範かつ普遍的な概念であると認識されるどころ、まず、ここではその根拠を述べたいが、一般的な見解として、企業行動が言及される際には、世界中の政府、産業界、学界等ではCSRという単語が専ら用いられており、RBCが登場するケースはほとんど皆無であると言っても過言ではない。

では、CSRの定義とは一体何であろうか。率直に言えば、CSRの網羅する領域は大変広く、現在のところ、世界統一的な定義は見られることはなく、CSRに関わる各国の団体や企業が、それぞれの立場から独自に定義付けているのが現状となっている。その中でも、比較的広く世界で受け入れられていると思われる事例をいくつか挙げると、欧州委員会（EC）が2001年7月に発表したグリーン・ペーパー（Green Paper）では、CSRを「責任ある行動が持続可能なビジネスの成功につながるという認識を企業が持ち、社会や環境に関する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係の中に、自主的に取り入れていくための概念」と定義している<sup>4)</sup>。また、我が国の経済産業省では「法律遵守に留まらず、企業自ら、市民、地域及び社会を利するようなかたちで、経済、環境、社会問題において、バランスのとれたアプローチを行うことにより事業を成功させること」と定義している<sup>5)</sup>。

いずれも抽象的であるが、筆者なりに、もう少し平易に言い換えると、CSRは、①経済・社会の中で企業が占める存在は大きく、企業行動のあり方がさまざまなステークホルダーに多くの影響を与える、②このため、企業は社会的責任を果たすため、企業本来の目的である経済的利益を追求するだけでなく、環境と社会に関する配慮を企業活動に組み込み、ステークホルダーとの共生を築く取組みを行う必要がある、③その取組みの結果、企業が経済、環境、社会のいわゆる「トリプル・ボ

4) European Commission, *Green Paper: Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility*; Commission of the European Communities, Brussels, 2002, p.6.

5) 経済産業省『企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会：中間報告書』2004年、4～5頁。

トム・ライン (triple bottom line)」のバランスがとれた形態で、企業価値を向上させることができる、の3点を主要な特徴として有しており、これらをCSRに対する大まかな共通理解であると捉えて良いだろう。

## (2) OECD が用いる RBC の概念

このようにCSRという言葉が世界中でよく受け入れられている現状とは裏腹に、OECDの会合や文書では、CSRはあまり用いられず、むしろRBCという言葉が好まれて使われている。この背景には、一見類似している両者の相違をOECDが独自に分析しており、その上で、RBCの方がより適確であると見なしているという経緯がある。ここでは、CSRとの違いを念頭に置きつつ、OECDによる分析内容を明らかにしたい。

まず、既に紹介したPFIの第7章「責任ある企業行動の推進のための政策」に付されている注釈 (annotation) で、RBCの一般的な解釈に関して、原文では以下のとおり述べられている。

“The core mission of business is to identify and manage investment projects that yield competitive returns to suppliers of capital. In fulfilling this core function, RBC also consists above all of complying with legal and regulatory requirements; in addition, it includes responding to societal expectations that might be communicated through channels other than law.” (企業の中核的な使命は、資本供給者へ競争的な利益を与える投資プロジェクトを認識しそれを運営することである。この中核的な機能を満たすと同時に、RBCは、特に、法及び規制の要求を遵守することを内容としており、さらに、それには、法律以外のチャンネルを通じて伝えられる社会の期待に応えるもことも含まれる。) <sup>6)</sup>

また、第3章で詳述する「OECD インド投資政策レビュー (OECD Investment

---

6) B: OECD, *Policy Framework for Investment*, OECD Secretariat, Paris, 2006, 49~50 頁。

Policy Reviews India)」でも、CSR の言及も交えて、RBC の定義付けを示唆する文言が以下のとおり示されている。

“RBC entails above all compliance with laws such as those on respecting human rights, environmental protection, labour relations and financial accountability, even where these laws are poorly enforced, and also responding to societal expectations communicated by channels other than the law, e.g. intergovernmental organisations, within the workplace, by local communities and trade unions, via the press. Private voluntary initiatives addressing this latter aspect of RBC are often referred to as CSR.” (RBC は、特に、人権の尊重、環境の保護、労使関係、金融上の説明責任などの法律の遵守を必要とする。また、そのような法律の施行が弱い場合でさえも、法律以外のチャンネル（例：政府間、職場内、地域社会、労働組合、プレス）を通じて伝えられる社会の期待にも応えられるような場合でさえも、それは然りである。そして、RBC の後者の側面に取組む民間の自発的なイニシアチブが、しばしば CSR と呼ばれる。) 7)

これらを踏まえて、OECD 事務局の金融・企業局 (DAF) 投資課は<sup>8)</sup>、RBC と CSR は同義語と捉えるよりも、むしろ RBC がより広範かつ普遍的な概念であり、それと同時に、CSR を包含していると見なすのが妥当であるとの見解を示している。つまり、CSR は、市民社会からの企業行動に対する期待に応えるための民間による自発的なイニシアチブであるのに対して、RBC は、それに加えて、人権の尊重、環境の保護、労使関係、金融上の説明責任等に関わる普遍的な法律を企業が自発的に遵守する行動も伴うと言える。

さらに、これとは別に、同課によると、CSR は、特に途上国が太宗を占める OECD 非加盟国に対して、市民社会からの企業行動に対する期待に依存するが故、あたか

7) OECD, *OECD Investment Policy Reviews India*, OECD Secretariat, Paris, 2009, 137 頁。

8) 2010 年 6 月に筆者がヒヤリングを実施。

も環境・社会問題に配慮するための慈善事業を促進するような印象を与えてかねないとしており、そのような誤解を防ぐという観点からも、より普遍性のある RBC という言葉を好んで使用することになったという背景もある。

以上より、CSR よりも RBC を用いる方が、より本質的かつ合理的に企業行動を捉えることができるのではないかと考えられるため、本稿が OECD インストルメントの普及活動を念頭に置いていることにも鑑み、第 2 章以降では、OECD 事務局の理解を尊重しつつ、CSR という言葉の使用を敢えて控える一方で、RBC の概念を議論の中心に据えることを予め理解願いたい。

## 第 2 章 OECD インストルメントの概要

### (1) 「OECD 多国籍企業行動指針」

#### (ア) 「行動指針」のエッセンス

1976 年、OECD は、FDI への政府の待遇と宣言を採択した諸国における企業活動に関して、包括的でバランスの取れたアプローチを推進するために、「国際投資と多国籍企業に関する宣言」(以下、「宣言」)<sup>9)</sup>を採択した。この「宣言」には、これを採択した国々は、FDI に対して開放的な政策を採用するように奨励すると同時に、多国籍企業が事業を展開する国に調和した活動を行うようにするものとされており、これらを実現するための 4 つの文書が含まれているが、その重要な一角を成すのが「OECD 多国籍企業行動指針」(以下、「行動指針」)である。この「行動指針」は、幅広い分野から多国籍企業の RBC を推進するための原則・基準を定めたガイドラインであるが、OECD 加盟国のみならず、「宣言」に参加する非加盟国も交えて<sup>10)</sup>、

9) 「宣言」及びそれに付随する OECD 理事会の決定は、1976 年に合意されて以降、数度のレビュー(1979 年、1982 年、1984 年、1991 年)を経ており、現在のところ、最新のレビューは行動指針の改訂時に行われた 2011 年 5 月である。「宣言」は、行動指針以外に、①内国民待遇、②相反する要求、③国際投資促進策及び抑制策、の 3 つの要素を含んでいる。

10) 2011 年 11 月現在、OECD 非加盟国で「宣言」に参加しているのは、アルゼンチン、ブラジル、エジプト、ラトビア、リトアニア、モロッコ、ペルー、ルーマニアの 8 カ国であるが、アジア諸国で「宣言」参加への意志を表明している国は存在しない。

法的拘束力はないものの、多国籍企業による行動指針の自主的な適用・実施が促進されている。

現在の「行動指針」は、後述するように、2011年5月の改訂を最新としているが、前回改訂時（2000年）より約10年経過した今日、国際投資や多国籍企業を取り巻く環境は大きく変化しており、新興国の経済的プレゼンスの高まり、世界的な金融危機の発生、気候変動の進展等を背景として、複雑化するサプライ・チェーンにも対応が可能な範囲での高水準なRBCへの取組みが求められているという背景に基づき、同改訂作業が行われた。「行動指針」は、一般原則として「進出先の持続可能な開発の達成に配慮し、社会、環境、経済発展に貢献すべき」とした上で、「定義と原則」、「一般方針」、「情報開示」、「人権」、「雇用及び労使関係」、「環境」、「贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止」、「消費者利益」、「科学及び技術」、「競争」、「納税」の10分野にわたって、具体的な行動ルールが示されている<sup>11)</sup>。それらに続いて、行動指針の実効性を確保するための「手続手引き」が掲載されている。

#### （イ）NCPの役割

「行動指針」の2000年時の改訂によって、「宣言」に参加する政府は、「行動指針」の実効性を促進するため、「行動指針」の普及、「行動指針」に関する照会処理、問題解決支援のための各国連絡窓口（NCP: National Contact Point）を設置することとなった。さらに、OECD投資委員会における毎年6月の会合は、「NCP年次総会」と位置付けられており、各国NCPが行動指針の普及活動や個別事例への取組み等について、情報共有しつつ活動報告を行っている。<sup>12)</sup>

実は、「行動指針」では、それに違反した企業に対して各国政府が取るべき行動の方針も定められているが、例えば、「行動指針」の違反によって、労働者の権利侵害や労働争議が起きた場合は、労働組合等のステークホルダーがOECD加盟国に属する場合は自国の、非加盟国に属する場合は多国籍企業の母国のNCPに対して、

11) 「行動指針」の原文は、下記のOECD事務局の公式ウェブサイトより入手可能となっている。  
[http://www.oecd.org/document/28/0,3343,en\\_2649\\_34889\\_2397532\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/28/0,3343,en_2649_34889_2397532_1_1_1_1,00.html)

12) 文献A, 7頁。

問題を提起し訴えることが可能となっている。例えば、我が国の NCP は、外務省（経済局国際経済課 OECD 室長）、経済産業省（貿易経済協力局貿易振興課長）、厚生労働省（大臣官房国際課国際企画室長）の三者で構成されている。<sup>13)</sup>

NCP が提起された問題を受理する場合には、具体的にはどのような手続きになるのであろうか。例えば、我が国の場合は、NCP が、産業界（経団連）や労働団体（連合）とともに、「行動指針」に基づき、その問題を受理するか否かについて協議を行う。そして、NCP は、提起された問題がさらなる検討に値するものかどうかを判断する「初期評価」文書を作成し、問題提起者に対して、その結果を通知する。その後、もし、その問題がさらなる検討に値するものと判断されるのであれば、NCP は、必要に応じて、①産業界、労働団体、NGO、専門家、他省庁等との意見交換、②他国 NCP との協議、③OECD 投資委員会での意見聴取、④ステークホルダー間が協議を行う場の設定等、の 4 点を使い分けて、最終的には、手続き結果の公表ないしは声明の発出を行うこととなる。

#### （ウ）2011 年改訂の概要

既に述べたとおり、現在の「行動指針」は 2011 年の改訂を最新としている。同改訂作業は、2009 年 6 月より、OECD 投資委員会において準備・協議が行われた。その後、2010 年 4 月、関係 42 カ国（OECD 加盟国 34 カ国及び「宣言」参加国 8 カ国）が 2011 年 6 月の NCP 年次総会までに「行動指針」を改訂させることで合意した。具体的には、「OECD 多国籍企業行動指針改訂に向けた付託事項 (Terms of Reference for an Update of the OECD Guidelines for Multinational Enterprises)」が同合意の公式文書となり、大きく分けて、①サブスタンス、②手続上の規定と制度的問題、③モダリティ、の 3 点で構成されている。①では、サプライ・チェーン、人権、環境、租税、消費者利益等、②では、各国 NCP 機能の同質性と個別状況の尊重、複数の国にまたがる事例、並行手続きへの対応、行動指針と「宣言」との関係等、③では、ステークホルダーや非加盟国との対話のあり方、

---

13) 文献 A, 7 頁。

改訂作業のタイムフレーム等、について記載されている。

そして、この付託事項に基づき、2010年4月以降、OECD投資委員会で改訂作業が行われたところ、特に、「人権」に関する新たな章、サプライ・チェーンにおけるリスクに基づくデュー・デリジェンス (DD: Due Diligence) の関連規定の導入、途上国における最低生活賃金の保証、インターネットの自由の促進等が盛り込まれることとなり、2011年5月25～26日に開催された第50回OECD閣僚理事会にて、同改訂が最終的に承認された。また、同改訂では、紛争解決機能を有するNCP手続きの強化も明確化された。

## (2) 投資の政策枠組み

2002年のモンテレー合意の支援策として、OECDは2003年に南アフリカのヨハネスブルクで「開発のための投資イニシアチブ」を立ち上げた。同イニシアチブには、各国の開発や投資促進の取組みを支えるためのODAの実践的な活用法に加えて、既に述べた投資の政策枠組み (PFI: Policy Framework for Investment) の策定についても言及されている。

PFIは、OECD加盟国による非加盟国 (途上国) との協力に関する包括的な原則を表したものである。この中には、投資政策の策定能力の構築のために、ピア・レビュー (相互審査) を通じてOECDの経験を共有する必要性等が含まれる。また、PFIは非規範的なインストルメントであり、モンテレー合意の中で、一国の中小企業や外国人投資家にとって投資環境の向上にきわめて重要とされた10の政策分野について、各国政府が検討できるように質問項目を提供している。具体的には、投資政策、投資促進・円滑化、貿易政策、競争、租税、コーポレート・ガバナンス、RBC推進のための政策、人材開発、インフラ金融部門の整備、公共ガバナンスの10分野である。その中で、「RBC推進のための政策」の質問項目については、PFIでは、具体的には以下のとおりに記されている<sup>14)</sup>。

---

14) 文献B, 49～53頁

- 【前文】「OECD 多国籍企業行動指針」に勧告されているような RBC に関して、認知されている概念と原則を普及させるための公共政策は、持続可能な開発に資する投資を誘致する手助けとなる。かかる政策の具体例としては、政府と企業のそれぞれの役割を明確にできるような環境の提供、企業行動基準に関する対話の促進、RBC に関する民間の取組みの支援、RBC を支持する国際協力への参加等がある。
- 【7.1】 政府は投資家に対し、政府と企業部門それぞれの役割と責任の違いを、どのように明確に示しているか。人権、環境保護、労使関係、財務透明性に関する法律の効果的な実施等により、政府は積極的に自らの責任を果たしているか。
- 【7.2】 期待される企業行動に関する投資家に対する情報伝達を高めるために、政府はどのような対策を取っているか。政府は効果的な情報伝達を下支えする権利枠組みの保護にどのように努めているか。
- 【7.3】 企業の事業活動に関する財務面・非財務面での情報開示を支援する適切な枠組みが整備されているか。また、この枠組みは、実際の情報開示方法を投資家やそのステークホルダーのニーズに合わせて柔軟に刷新することが可能か。
- 【7.4】 政府は、企業の法の遵守に対する取組みをどのように支援することができるか。
- 【7.5】 政府は、協力関係（例：「責任ある企業方針」の導入コストを削減するための基準の策定への参加）及び振興策（例：顧客や一般市民への公表、RBC に関する情報の質の向上）を通じて、どのように RBC のためのビジネス事例の強化を支援しているか。
- 【7.6】 政府は、RBC の国際的な概念と原則を推進するために、「OECD 多国籍企業行動指針」、「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（以下、ILO 宣言）、「国連グローバル・コンパクト」（以下、国連 GC）等の政府間の協力体制に参加しているか。

新興国が透明性のある国際投資政策を実施することを主たる目的として、PFIはOECD非加盟国に適用されているが、アジア諸国もその例に漏れず、これまで、ベトナム、中国、インド、インドネシアにおいて、PFIを利用した投資政策レビューが実施された経緯がある。現在のところ、これらの中で、レビュー対象として「RBC推進のための政策」が含まれているのは、OECDにとって関与強化の対象国ともなっている中国、インド、インドネシアの3カ国であるが、これらの詳細については次章で述べることとする。

### (3) 企業責任に関するアジア地域会議

2009年11月2～3日、タイ・バンコクにおいて、OECDとアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)との共催で「企業責任に関するアジア地域会議」が開催された<sup>15)</sup>。本会議開催の主たる目的は、①OECD及びアジア諸国においてRBCを推進するための政府、民間企業、その他のステークホルダーのそれぞれの役割を明確にする、②OECD及びアジア諸国の民間企業がいかにRBCへの取組みに関与していくかを確かな経験から学び、いかにRBCのビジネス事例が強化されるかを議論する、③RBCを推進する際の主導的かつ国際的な企業責任イニシアチブの役割を議論する、の3点である。本会議では、政府、国際機関、学界、民間企業、NGO等のさまざまなステークホルダーの参加が見られ、各セッションでプレゼンテーションが繰り広げられた。

本会議において、プレナリー・セッションでは、RBCの定義付け、RBCの理論と実践、行動指針の普及について、パラレル・セッションでは、金融セクターにおける企業責任、低炭素社会の構築について、それぞれ議論されたが、筆者なりに、主要な成果及び意義を纏めると、①RBCに関する国際的インストルメントとアジアにおける企業責任イニシアチブとの相乗効果について理解が得られた、②アジアの民間企業におけるRBCを推進するにあたっての国際的イニシアチブの潜在的な役

15) 詳しくは、下記のOECD事務局の公式ウェブサイトを参照のこと。

[http://www.oecd.org/document/31/0,3746,en\\_2649\\_33765\\_43391135\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/31/0,3746,en_2649_33765_43391135_1_1_1_1,00.html)

割についての認識が拡大した、③RBCにおける共通のアジェンダを策定するのに十分機は熟しているため、論点は、もはやRBCが必要かどうかではなく、RBCを通じて、長期的な経済成長、環境の持続可能性、社会発展のための民間セクターの活力をいかに確保するかであることが認識された、④アジア諸国がまだ参加していない「行動指針」について、本会議がその同諸国への普及に向けた大きな触媒になり得た、の4点であった。

### 第3章 アジア諸国におけるRBC推進の動向： 中国、インド、インドネシアの事例

既に述べたPFIを活用した非加盟国に対するOECD投資政策レビューの中で、中国、インド、インドネシアの3カ国については、2008～10年の3年間で続けて実施されたが、これらにも「RBC推進のための政策」の分野が含まれている。そこで、上記の投資政策レビューの中で、PFIの質問項目（前章（2）を参照のこと）のエッセンスに基づき、OECDが同分野の政策事例を分析している箇所が見られるが、本章では、それらを要約したものを紹介する。そして、上記レビュー内容を筆者なりに総括した上で、RBCに関わるOECDインストルメントにどの程度関心を抱き、OECDの活動に関与しているのかを把握するべく、これらの国々が持つOECDへのスタンスについて考察を図りたい。その際、日本政府代表としてOECD投資委員会に携わっている筆者の経験や考えも随時交えつつ、特に、これら3カ国がまだ参加していない「行動指針」を中心に議論を進めていく。

#### （1）中国

##### （ア）国内的施策<sup>16)</sup>

胡錦濤指導部が2005年3月に「調和の取れた社会（和谐社会）」を提唱して以降、

---

16) C: OECD, *OECD Investment Policy Reviews China: Encouraging Responsible Business Conduct*, OECD Secretariat, Paris, 2008, 144～145頁, 166頁, 177～178頁, 189頁, 191～193頁。

中国政府は、高水準な企業行動の導入を促すようになってきている。この中で、RBCに関連するものとしては、企業が法律、規制、社会的倫理、ビジネス倫理を遵守すべきである旨、2005年に改正された新しい会社法（第5条）で明記された。

企業行動規範については、2005年5月に「中国国家繊維服飾評議会（CNTAC: Chinese National Textile and Apparel Council）」が、繊維・服飾産業を対象とした「CSC9000T」と呼ばれるガイドラインを策定したが、他の産業では、まだこのような動きは見られない。一方、2007年9月、民間企業や外資系企業は対象とはなっていないものの、「中国国有資産監督管理委員会（SASAC: State-owned Assets Supervision and Administration Commission of the State Council）」が、国有企業を対象としつつ、13項目から構成されるRBCを定着させるためのガイドラインを制定した。

また、2004年の中華人民共和国憲法改正により、人権の尊重・擁護が初めて盛り込まれたことを皮切りとして、中国政府は、女性及び子どもを含む労働者権利の保護に注力してきており、例えば、2007年6月に労働契約法、同年8月に雇用促進法を成立させている。その他、環境保護及び持続可能な発展、製品安全性の改善等のための措置も導入されており、国内でRBCが定着するような試みが図られている。

中国政府は企業によるディスクロージャーの強化にも積極的である。改正証券法が2006年1月より施行されているが、ここでは、登録されている企業の説明責任やパフォーマンスを改善していくことが主要項目の一つとされている。既に述べた2005年改正の会社法でも、少数株主権の保護、忠実義務の明確化、コーポレート・ガバナンスの強化等が主たる目的とされた。

以上から、ここ数年において、RBC推進に向け、中国政府があらゆる取組みを行っていることが窺えた。ただし、実際は、依然として、多くの民間企業は、RBC自体が何を意味しているのかを正確に認識しておらず、自らがそれを企業内で普及するように仕向けることが難しいという現状もある。この事態は、RBCが中国の風土に馴染まないという理由から生じているものではなく、むしろ、中国国内の体制に

起因するものであると考えられる。つまり、政府内の異なる関係省庁間の連携が着実に図られていない場合が多く、そのような事態が民間企業の RBC への期待を委縮させている。また、このような動向自体が、都市部はともかく、地方部では十分に認識されていないので、それをいかに改善していくかが今後の大きな課題になるだろう。

### (イ) 国際的施策<sup>17)</sup>

中国は、1948 年以降、ILO 宣言や国連 GC を含めて、RBC 推進に関わるいくつかの国際的な協定を署名・批准していたり、2007 年 7 月には、スウェーデン政府との間でも「企業責任協力のための覚書 (Memorandum of Understanding on Corporate Responsibility Co-operation)」を交わしたりしている。現在のところ、OECD の「行動指針」には参加していないが、国内の民間企業もこのような国際的な協定への理解を深めようとしており、例えば、深圳証券取引所によって、上場企業に対して社会的・環境的基準に関する手引きを発出する等の取組みが行われており、OECD の「行動指針」がこのような手引きを作成する際の参考資料として、産業界でしばしば用いられるようになってきている。

### (2) インド

#### (ア) 国内的施策<sup>18)</sup>

インドは、アジア諸国において RBC への取組みが最も積極的な国の一つであると考えられる。1995 年、2 つの主要な産業団体であるインド産業連盟 (Confederation of Indian Industry: CII) 及びインド商工会議所連合 (Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry: FICCI) が RBC を推進するための専門部署を設置して以降、RBC への取組みがインド国内で浸透しつつある。インド政府のスタンスとしては、RBC の推進においては、産業界の自主性を重んじてお

17) 文献 C, 144~145 頁。

18) D : OECD, *OECD Investment Policy Reviews India*, OECD Secretariat, Paris, 2009, 138 ~141 頁。

り、民間企業によるイニシアチブには積極的に介入していない様子であるが、他方で、いくつかの国有企業においては、政府が RBC に基づく企業戦略を追求している。例えば、Rural Electrification Corporation は、同企業の「全てのステークホルダーに対する社会的責任」を認識させるための方針を打ち出しており、このステークホルダーには、消費者、株主、労働者、地域社会が含まれている。

多くの OECD 諸国のように、インドでも、優良企業の中には、社会への積極的貢献、慈善事業への着手、企業行動規範の策定等において、長い経験と歴史を持っているところがあり、とりわけ、最近の調査によれば、企業による慈善事業が社会的責任投資（SRI）に結び付いているという事例がある。

公正ビジネス事例評議会（CFBP）によって、インド全国 536 社を対象にした調査が 2004 年に実施されたが、そこでは、RBC を促進する上での最も大きな潤滑油として、慈善事業（64%）、イメージ構築（42%）、労働者のモラル（30%）、倫理（30%）等が挙げられている。また、40 カ国の主要新興国における環境・社会・ガバナンスの事例研究は、倫理的投資研究サービス（EIRIS）とともに、持続可能な投資研究・分析ネットワーク（SIRAN）によって 2009 年に実施されたが、この研究対象には、4 つの主要なインド企業（Reliance Industries, ICICI Bank, Infosys Technologies, the Housing Development Finance Corporation）が含まれている。この研究では、これらの企業は、気候変動、人権、反腐敗の分野では、他の新興国と同程度、一方で、企業の透明性や説明責任の分野では、より良いパフォーマンスぶりであることが判明している。

#### （イ）国際的施策<sup>19)</sup>

インド政府は、企業責任に関する国際法や政策枠組みを強化させるため、その他のアクターと協力関係を築いている。このような取組みの代表例としては、自らが主要な起草メンバーとして携わった 1948 年の「世界人権宣言」の採択をはじめとして、最近では、ILO 宣言や「環境と開発に関するリオ宣言」（以下、リオ宣言）

---

19) 文献 D, 138~141 頁。

等が挙げられる。そして、インドは、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」等、主要な国連関連条約にも参加している。

### (3) インドネシア

#### (ア) 国内的施策<sup>20)</sup>

1998年のスハルト政権崩壊後、インドネシアは、一連の国内法制度の構築及び改正によって、RBCを推進するための法的枠組みを強化してきている。また、インドネシアにおいて民主主義が定着するにつれて、市民社会やメディアが基本的人権や労働者の権利の改善に貢献するようにもなっている。

まず、1999年に人権法が採択され、同法に基づき、人権問題の研究、人権擁護の普及及びモニタリング等に従事する「国家人権委員会 (National Commission on Human Rights)」と、人権の著しい侵害を伴う事例を扱う「人権裁判所 (Human Rights Court)」が政府内に設置された。ただ、これまで、人権侵害の事例が発生した際、これらの機関が有効に機能しないことしばしば見られるため、人権法執行の改善が求められている。

環境保全については、1997年の時点で環境法が存在していたが、その後、インドネシア政府は、同法に付随させる形で、森林、水資源、沿岸地域及び島嶼、漁業に係る特別法も制定した。そして、2009年9月には、これまでの環境関連の法律を統廃合しつつ、環境管理法が採択され、環境保全に係る大型インフラ・プロジェクトの許認可、国家が損失を被るような環境侵害を引き起こした企業や個人に対する起訴等が可能となるように、環境省に対して大幅な政策権限が付与された。

後述するように、インドネシアもILO宣言に参加しており、これに則るように、2000年に労働組合法が採択され、労働者が組合を形成・参加することがより容易になった。また、2003年には、人的資源法が採択され、労働者の権利をさらに強化す

---

20) E: OECD, *OECD Investment Policy Reviews Indonesia*, OECD Secretariat, Paris, 2010, 210~214頁, 217~218頁。

るべく、差別の撤廃、児童労働の禁止、職業能力の開発、女性労働者の保護、職場の安全・健康の確保、ストライキ権等が認められることとなった。

2007年に会社法が改正されたのに伴い、天然資源関連産業においては、企業の社会的・環境的責任に係る年次報告書の発出やそれに係る活動予算の確保等が義務付けられたように、ディスクロージャーが強化された。また、鉱物・採炭業法も2009年に改正され、ここでも、同業における環境保全や人的資源開発の分野で、RBCに係る活動が強化されることとなっている。

#### (イ) 国際的施策<sup>21)</sup>

インドネシアは、1998年からILO宣言に参加しているとともに、2004年には「人身取引、とりわけ女性及び子どもの人身取引に対抗するASEAN宣言 (ASEAN Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children)」、2005年には「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」にも参画しており、労働環境における人権状況の改善を国際的に公約しうる体制を整えている。

また、ISO14001への参加を通じて、環境管理の国際標準化も志向されているが、2006年末の時点で、インドネシアでは381の規格を取得しており、ASEANにおいては、タイ、シンガポール、マレーシアに次いで4番目に多い。さらに、2004年以降、「インドネシア雇用者協会 (APINDO)」のイニシアチブにより、国連GCに参加する企業が増加しており、同年ではわずか2企業だったのに対して、2009年には108企業まで至っている。この水準は、アジアにおいては、我が国、韓国、タイ、マレーシアよりも多い。

#### (4) アジア諸国とOECDインストルメント

##### (ア) 「行動指針」に参加していないアジア諸国

以上、中国、インド、インドネシアのOECD投資政策レビューにおける「RBC

---

21) 文献E, 220頁。

推進のための政策」の分析内容を紹介したが、程度の差こそあれ、少なくとも、各国政府がオーナーシップを持って、持続可能な開発を目指すべく、ここ最近になって、RBCを推進・普及のための法制度構築に積極的に取り組んでいると捉えられる。さらに、各国がOECD投資政策レビューの実施に応じた上で、それぞれのRBCに向けた取り組みを公表するに至ったことは、部分的であれ、アジア諸国がOECDインストルメントを理解し始めてきているものであると一定の評価を下しても良い。

しかし、上述したように、幅広い分野から、多国籍企業の自主性を重んじつつ、RBCを推進するための原則・基準を定めたガイドラインである「行動指針」には、これら3か国を含めて、アジア諸国は依然として参加していないため、OECDとしては、RBCをより強化・定着を推進するためにも、この「行動指針」への参加をいかに働き掛けていくかが、今後の大きな課題になってくるだろう。しかも、特に、中国は、近年になって、自国の企業も外国に進出し、対外直接投資を増加させ始めている<sup>22)</sup>という現状に鑑みると、このような国に属する多国籍企業のRBCを推進する重要性も一層高まっていると考えられる。

実は、2011年5月までに行われた「行動指針」の改訂作業プロセスにおいて、OECDは、まだ「行動指針」に参加していないにも関わらず、その経済的重要性に鑑み、少なくとも、同作業プロセスだけには常時参加できるように、これら3か国を含めて、G20メンバーのOECD非加盟国を招待した。それと同時に、「行動指針」の改訂を司っているOECD投資委員会作業部会の議長であるRoel Nieuwenkamp 蘭経済省貿易・投資政策課長も、同作業の必要性を説明しつつ、これらの国々と個別に協議し、同作業への参加を働き掛けた。しかし、実際のところ、インドが「行動指針」を含む「宣言」参加への関心を若干表した以外は、特段の反応や関心は見られることもなく、また、結局、これら3か国による「行動指針」の改訂作業への

---

22) 中国の対外直接投資額については、「2009年中国対外直接投資統計公報」によれば、2009年のフロー額は565.3億USドルを記録しており、2003年当時の28.5億ドルと比べると、約20倍程度も増加している。また、このような著しい増加傾向によって、2002年の対内直接投資は対内直接投資の5%程度の規模に過ぎなかったものの、2009年には約60%にも達し、中国はFDIの受入れ国としてのみならず、投資国としても世界トップクラス(2009年は第5位)となっている。

参加も実現しなかった。<sup>23)</sup>したがって、中国、インド、インドネシアは、RBCの定着に向けて、自国内でさまざまな法制度構築を図ろうとしているのは確かであるが、OECDインストルメントである「行動指針」への参加については、慎重ないしは無関心な態度を示していると言わざるを得ない。

#### (イ) OECDインストルメントへの警戒感

では、中国、インド、インドネシアはRBCの重要性を理解しているにも関わらず、なぜ、「行動指針」に対して、慎重ないしは無関心な態度を示しているのだろうか。OECD投資委員会に加えて、対外関係委員会(External Relations Committee: ERC)<sup>24)</sup>にも出席してきた筆者の経験から言えば、その根底には、インストルメントに則って議論を重ねることにより、いわゆる「先進国基準」を醸成していくOECDに対して、これら3か国は固定観念や先入観を持ちつつ、「金持ちクラブ(rich men's club)」もしくは「政策提言を強制してくる機関」として批判し、その影響力を排除しようとするスタンスを持っているからではないかと考えられる。また、これら3か国にとって、ハイレベルなOECD基準に則るのは過大なコストになってしまう恐れがあることも一因とも捉えられる。

例えば、「行動指針」の「贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止」の章では、端的に言えば、「企業は、賄賂その他の不当な利益の申し出、約束又は要求を行うべきでない。」とされているが、筆者の知る限り、その是非は別として、これら3か国では、OECD加盟国と比べると、汚職をコントロールするためのガバナンスが脆弱であると思われる状況下、経済活動の円滑化のためには、贈賄が不可避であるという現状が依然として垣間見られる。例えば、世界各国の汚職状況を監視している世界的

---

23) 詳しくは、下記のOECD事務局の公式ウェブサイトを参照のこと。

[http://www.oecd.org/document/33/0,3746,en\\_2649\\_34889\\_44086753\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/33/0,3746,en_2649_34889_44086753_1_1_1_1,00.html)

24) ERCは、OECD非加盟国との協力活動の全般を監督・調整することを目的として、最高意思決定機関である理事会直属の下部組織として、1997年に設置された。ERCでは、①国別・地域別プログラム等におけるアウトリーチ活動の見直し、②非加盟国・地域の下部機構へのオブザーバーとしての参加の可否及びオブザーバー活動の評価、③OECDの各委員会における非加盟国協力活動の報告等を主な任務として、理事会への助言を行っている。

NGOであるTransparency Internationalは、これら3ヶ国を含めて、世界の主要28カ国・地域における約3000社の企業を対象として、企業の外国進出等において、相手国の政府高官らにいかにか贈賄行為を行わないで済むかを数値化しつつ、2011年11月、最新の「贈賄指数 (Bribe Payers Index)」を発表したところ、インドは19位、インドネシアは23位で、中国に至っては27位と、ロシアに次いでワースト2位となっており<sup>25)</sup>、多くの先進諸国に比べると、いずれも贈賄行為が根付いていることが窺える。このような現状を考えると、いくら多国籍企業の自主性に委ねられると雖も、各国政府が仮に「行動指針」を受け入れようとする、あたかもOECDが贈賄防止を強制してくるかのように受け止められ、かえって「行動指針」に対してネガティブな印象を持たせてしまいかねない。

また、「人権」の章でも同様に、「人権尊重に関する政策コミットメントを有すべき。人権DDを企業規模等に合わせて実施すべき。悪影響改善のための正当なプロセスを提供または同プロセスに協力すべき。」とされているが、これら3か国においては、人権を尊重するためのガバナンスも、一般的に改善される余地が大きいと考えられるため、多国籍企業によっては、これを遵守するのがかえって余分な負担にもなりかねない。

さらに、筆者の知る限り、アジア諸国の「行動指針」への参加の可能性については、良い枠組みであり、本国関係者も興味を持っていると思われるものの、やはり国内には改革すべき優先課題が山積しているとともに、世界貿易機関 (WTO)、国際決済銀行 (BIS) 等の他の国際機関が提供する各種インストルメントに参加する際にも、それに伴う国内改革改善等で相当苦勞した経緯があると承知しているので、「行動指針」の参加には慎重にならざるを得ないのではないと思われる。

したがって、「行動指針」等のインストルメントをアジア諸国に普及させる場合、OECDは、上述した現状を注意深く認識しながら、アプローチしなければならない。その際、OECDは、「行動指針」の普及を通じて、いかにOECDインストルメント

---

25) 詳しくは、下記のTransparency Internationalの公式ウェブサイトを参照のこと。

[http://www.transparency.org/publications/publications/bribe\\_payers\\_index\\_2011](http://www.transparency.org/publications/publications/bribe_payers_index_2011)

が同諸国にも裨益するかを強調すると同時に、同諸国が OECD から RBC のベスト・プラクティスを見出せるよう、努力を怠らないようにするべきであろう。

多国籍企業のグローバル化は、もちろん、生産技術、資本、経営ノウハウ等の移転を伴い、進出先における経済基盤が整備され、経済成長を加速させることが可能になるというプラスの面を持ちうる。しかし、時として、多国籍企業には利益が多くもたらされる一方で、現地の労働者、消費者、地域社会等のステークホルダーの企業行動に対する影響力が低下し、両者間で軋轢が生じてしまうというマイナスの面も否定できない<sup>26)</sup>。

そこで、OECD の「行動指針」を通じて、アジア諸国に RBC が普及されれば、例えば、同諸国に属する多国籍企業がその他諸国へ進出する場合であれ、先進諸国系企業であるものの、同諸国で現地法人化しているような場合であれ、そのようなステークホルダーの影響力を回復させ、多国籍企業の行動や情報提供の透明性をも高めつつ、両者間で良好に対話が行える関係の構築に結び付くと思われる。また、そのような対話が促進されることにより、アジア諸国のビジネス戦略への外国投資家による信頼性の向上にも資する。さらに、例えば、進出先の現地で、製品の安全性やサプライチェーン・システムに対する消費者の不安が生じた場合でも、消費者利益の項目も含む「行動指針」を遵守し、RBC を促進するような多国籍企業であれば、情報提供の強化及び対話促進・改善により、このような問題も少しずつ解消されるのではないかと考えられる<sup>27)</sup>。

OECD は、少なくとも、以上のようなメリットをアジア諸国政府にアピールすることが求められよう。なぜならば、RBC 自体は、アジア諸国における多国籍企業のオーナーシップや自発性に依存しているものの、それらを促すように実際に仕向けるのは政府となるため、OECD インストルメントに対する警戒感が表面化すると、その時点で、RBC 推進のための普及活動の意義が失われてしまうからである。

---

26) F：中川智之「グローバル化の中での「企業の社会的責任（CSR）」の活用：持続可能な資本主義の模索」財団法人世界平和研究所〔編〕『IIPS Policy Paper 311J』2004年、17-18頁。

27) 文献 F、18頁

## おわりに

筆者の知る限り、1990年代後半から2000年代前半のアジア諸国では、RBCの概念が浸透していたとは到底思えず、1997～98年の通貨・金融危機の直後という時期も相俟って、各国がとにかく疲弊した経済構造を立て直しつつ、低迷したGDP成長率の回復を目指すべく、いかに消費・投資を促すか、いかにFDIを通じて資本フローを増大させるか等が喫緊の課題であり、RBCどころではなく、正に経済成長の「量」的な側面を追い求めるのに必死になっていたと見受けられる。

それが最近に至っては、上述したとおり、アジア各国でRBCに関わる法的枠組みを構築させる動きが強まっており、当時とは様相が随分変わったと思われる。やはり、アジア諸国も、最近になって現れ始めている新しい経済的・社会的リスクが取り巻いていることを強く認識しつつ、より安定的かつ長期の視点で、目先の利益に拘われないモデルを追求するべく、RBCを通じて、経済成長の「質」を重視するようになってきており、ハイレベルなOECDインストルメントに対しても一定の関心を抱いてきていると見受けられる。

しかし、これまで強調したとおり、RBCへどんなに理解を示していても、例えば、贈賄防止や人権尊重という、アジア諸国の多国籍企業にとっては、過大な負担にもなりかねない要素を含む「行動指針」への参加については、依然として警戒感を持っており、RBCに関わるOECDインストルメントを普及させるにあたっての大きな課題となっている。

これを克服するためには、既に述べたように、「行動指針」の普及を通じて、RBCを促進することで、①多国籍企業の行動や情報提供の透明性が高まり、多国籍企業とそのステークホルダーとの間で、良好に対話が行える関係が構築される、②①により、外国投資家が信頼感を持ってアジア諸国のビジネス戦略を評価する、③製品の安全性やサプライチェーン・システムに対し、消費者が不安を感じた場合でも、情報提供の強化及び対話促進・改善により、当該問題が解消に向かう可能性がある、の3点を中心としたメリットを見出せることにつき、OECDがアジア各国政府に対

してアピールする必要がある。

また、これら以外として、大きな示唆を含んでいるのが、設立 50 周年を祝した 2011 年 5 月 25～26 日の OECD 閣僚理事会で採択された「構想声明」(Vision Statement) において、ブラジル、インド、中国、南アフリカ、インドネシアの関与強化 (Enhanced Engagement: EE) 5 カ国との間で新たな態様のパートナーシップを設ける方針が決定されたことである。つまり、これらのうち、3 か国はアジア諸国であるので、OECD 全体としても、RBC に関わるインストルメントのみならず、例えば、「行動指針」が網羅する租税、贈賄防止、環境等の分野において、OECD 非加盟国が参加しうるインストルメントも遍く普及させるよう関係強化に努め、アジア諸国がグローバル経済への責務を果たすように働きかけていくことも、今後は一層重要となるだろう。さらに、その際、アジアで数少ない OECD 加盟国の一つである我が国にとっても、OECD インストルメントの普及活動における主導的役割が期待されるのは言うまでもない。

(筆者は OECD 日本政府代表部専門調査員)